

令和6年度公益社団法人古河市シルバー人材センター事業計画

1 概要

令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症は、昨年5月インフルエンザと同じ第5類に引き下げられました。3年間にわたるコロナ対策と急激な円安、ウクライナ等世界情勢の影響による物価高騰が続く中で、経済活動は徐々に正常化に向かい景気回復傾向の中で、当センターの事業実績もコロナ前の水準への回復が期待されているところです。

令和4年度の古河市の60歳以上の人口は49,909人、高齢化率35.5%の状況で、当センターの粗入会率は2.0%、会員の平均年齢は74.1歳となっています。

会員数は、平成21年度の1,770人をピークに緩やかに減少してきましたが、ここ数年は退会者の大幅な増加から、令和4年度末には1,000人を割り込んでいます。会員の高齢化とコロナ禍での離職に加え、定年制延長や70歳までの雇用努力義務が大きく影響していると考えられます。

本年度は、会員拡大を最重要課題と位置づけ、特に女性会員の拡大に取り組むこととします。同時に就業開拓委員会を中心に積極的なPRや営業活動を展開することで、新規顧客を開拓し会員の就業機会を確保してまいります。

事業運営においては、適正就業ガイドラインに基づき、請負業務及び派遣業務を徹底し安全就業を推進します。

また、昨年10月から導入された「インボイス制度」等の経理処理に適正に対応するとともに、新たな費用負担の財源確保に努めてまいります。

本年施行予定の「フリーランス法」に伴う、「発注者・センター・会員」それぞれの役割を明確にする「新たな契約方法」について、円滑に移行するための準備を進めてまいります。

さらに、シルバー人材センターにおける業務運営のデジタル化について、会員の利便性の向上と業務の効率化等に努めてまいります。

令和6年度は「第二次中期計画」の2年目となりますが、前年度実績を検証するとともに計画目標値達成に向けて、役員及び会員が一丸となって積極的に事業を展開してまいります。

2 基本方針

当センターは、昭和60年6月に社団法人古河総和広域シルバー人材センターとして設立され、平成18年4月に三和シルバー人材センターを統合しました。

平成24年4月に公益法人として認可され、平成26年4月に公益法人古河市シルバー人材センターに移行し、現在に至っています。

シルバー人材センターの崇高な理念を実現するため三つの基本方針を掲げ、積極的に事業活動を展開してまいります。

また、事務事業の効率化を図るとともに経費削減に努め、安定した運営が図れるよう努力してまいります。

- 1 知識や能力等、多種多様な経験を持つ高齢者の入会を促進し、就業機会の拡大を図ります。
- 2 安全就業及び適正就業を推進し、会員はじめ地域にとっても魅力あるシルバー人材センターの実現に努めます。
- 3 財政基盤の強化と組織の活性化に努め、高齢者の豊かな生活の実現と社会参加を促し生きがいのある生活を目指します。

3 達成目標（第二次中期計画）

(1) 会員数	1, 0 2 5 人
(2) 契約金額(派遣契約を含む)	4 7 2, 0 8 0 千円
(3) 就業率(派遣契約を含む)	6 8. 0 %
(4) 就業延べ人員	8 0, 0 0 0 人
(5) 安全就業（事故件数）	0 件

4 実施計画

1 就業機会確保及び提供に関する事業

① 就業先の確保拡大

ア 会員の就業ニーズを把握し、新たな就業の開拓を目指し、公共及び民間企業等への訪問活動により、受注先の拡大に努めます。

イ 高齢者世帯だけでなく一般家庭における家事支援業務に取り組み、就業機会及び就業先の確保に努めます。

② 就業機会の提供

ア 一般家庭からの除草、植木剪定等について、速やかな受注対応が可能な体制の整備に努めます。

イ 毎月発行する「かがやき」への就業情報掲載及び電話等により情報提供を行います。

ウ より多くの会員への就業機会の提供を図るため、ローテーション就業を推進し、ワークシェアリング（雇用の分担）の拡大に努めます。

2 会員拡大事業

① 会員の増強

ア 入会説明会、会員による口コミ等により新規入会の促進を図ります。

イ ホームページや市の広報誌等を活用したPRを行います。

ウ 古河市循環バス「ぐるりん号」車載モニターに会員募集の広告掲載を継続することで、新規入会の促進を図ります。

エ 退会する会員の抑制を図ります。（個別相談の強化）

② 女性会員の拡大

令和6年1月末の女性会員は約36.0%です。女性の社会進出を促し、女性が活躍することで更なるシルバーの活性化を図るため、女性を対象とした入会説明会等を行います。

③ プラチナ会員制度の推進

ここ数年、退会者が入会者を上回る状態が続いています。退会者を一人でも少なくするため、「就業は希望しないがシルバー会員として活動できる制度」として、会への周知を図り退会者の抑制に努めます。

3 適正就業の促進

国から示された「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」に基づいた就業及び運営を行い、発注者に対してより一層の理解を求めています。

4 一般労働者派遣事業

委任・請負になじまない就業について、公共、企業等の理解を求めながら一般労働者派遣事業及び有料職業紹介事業で対応します。

※委任・請負になじまない就業とは、発注者の指揮命令又は社員等と混在作業がある就業のことを指します。

5 安全適正就業推進事業

- ① 就業の安全は、最優先で取り組む事項です。事故ゼロを目指し、就業現場の巡回を定期的に行い、安全意識の高揚と就業環境の改善を図り就業における事故の未然防止を図るとともに、就業途中での交通事故防止のための交通安全教育に努めます。
- ② 地域班長会議や会報「かがやき」等を通じて、安全意識の徹底と意識向上を推進します。
- ③ 夏・冬の作業で健康に影響があると思われる就業について、就業停止およびローテーション就業等に配慮します。
- ④ 事故ゼロ看板により、安全就業に対する意識の向上を図ります。

6 研修・講習事業

会員の就業見学会の実施や会員の技能向上を図るため、各種講習会を実施します。（接遇及び傾聴講習会、安全運転技能講習会、技能講習会等）

7 調査研究事業

発注者へのサービス向上や社会環境の変化に対応した事業を展開していくため、未就業会員の把握、先進地視察、財政基盤の安定化に向けた研究等を実施します。

8 相談事業

- ① 毎月第2第3金曜日に入会説明会を開催し、DVD放映や会員のしおり等を活用して会員の確保に努めます。
- ② 就業を希望する高齢者に対し、随時就業相談を行います。

9 委員会推進事業

組織活動の充実と効果的な運営を図るため、委員会を設置して事業活動を円滑に推進していきます。

(1) 就業開拓会員拡大委員会

センター会員の就業機会の開拓及び会員の拡大について、積極的な活動を行います。

(入会説明会、事業所訪問、講習等の開催)

(2) 安全管理委員会

会員の健康と就業上の安全・適正就業に関する事項を検討し、その対策を推進します。

(安全巡回指導、安全に対する会員の意識向上等)

(3) 地域活動推進委員会

地域活動推進と親睦を図り、円滑な事業の伸展を図ります。

(会員旅行、新年会、班長会議の開催等)

(4) 広報委員会

センターの事業や理念を広く周知し、センターの健全な事業発展を図るため、毎月「かがやき」を発行します。

(5) 衛生委員会

労働安全衛生法に基づき、会員等の衛生に関する重要事項を調査、審議し、業務の円滑な運営を図ります。

10 社会参加促進事業

市内各所のボランティア清掃等の社会奉仕活動を実施します。

11 普及啓発事業

機関紙「かがやき」「案内パンフレット」の発行、ホームページにおける情報発信、ボランティア活動等を通じて普及啓発に努めます。

12 事業運営基盤の強化

財政基盤の強化と経営の健全化を図るため、引き続き事務の効率化及び経費の削減に努め、中期計画に基づく経営を行ってまいります。

また、インボイス制度等について適正な経理処理に努めます。

13 新たな契約方法とデジタル化への対応

フリーランス法の制定を見据えたシルバー人材センターの新たな契約方法について、丁寧な説明により発注者や会員に理解を得られた適切なタイミングで移行することとします。

また、国が推進する「シルバー人材センター等デジタル化整備促進事業」の活用により、リアルタイムな就業情報の提供や就業条件明示等、会員の利便性の向上と業務の効率化に努めます。